

令和4年 上里町教育委員会 第4回 定例会会議録

上里町教育委員会

令和4年第4回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 令和4年4月21日(木) 午前9時30分
場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 議案第18号 令和4年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (3) 議案第19号 令和4年度奨学資金貸付選考の意見について
- (4) 議案第20号 上里町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (5) 議案第21号 上里町学校運営協議会実施要綱の一部を改正する要綱について
- (6) そ の 他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について 日 時 令和4年 5月 日 () 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

令和4年第4回上里町教育委員会会議録

招集月日	令和4年4月21日(木)		招集場所	上里町役場 3階 教育委員会室	
会議日程	開 会	午前9時30分	閉 会	午前10時00分	
招集者及び宣告者	教育長 埴岡 正人		議 長	教育長 埴岡 正人	
委員出席状況	教 育 委 員		説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教育総務課長	望月 誠
	教 育 長	○ 埴岡 正人		教育指導課長	小久保 幹則
	委 員	○ 阿久戸 嘉彦		生涯学習課長	金井 憲寿
	委 員	○ 相川 崇樹		教育指導課長補佐	安藤 俊和
	委 員	○ 齊藤 雅男		教育指導課長補佐	林 友和
	委 員	○ 岸本 真紀		教育庶務係長兼指導係長	吉村 香織
	※出席者○印・欠席者×印				
会 議 進 行 状 況	1. 開会		＜挨拶・開会宣言＞		
		教育長			
	2. 前回会議録の承認		前回会議録の確認をお願いします。ご質疑等ございましたらご発言願		
		教育長	います。		
		委員	＜特になし＞		
		教育長	特にないようですので、前回の会議録につきましては、ご承認いただけ		
			けたものといたします。事務局は手続きをお願いします。今回の会議録		
			署名委員は、岸本委員にお願いいたします。		
	3. 議事		それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、本日の議事は、承認		
		教育長	案件が1件、議案が4件でございます。なお、議案第18号及び第19		
			号の2件につきましては、個人情報が含まれる内容でありますので、会		
			議の内容を非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。		
		委員	＜了解＞		
		教育長	それでは、議案第18号、第19号につきましては、会議の内容を非		
		公開とさせていただきます。			
		それでは、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議			
		題といたします。事務局、説明をお願いします。			

会 議 進 行 状 況	教育総務課長	承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。
		提案理由でございますが、上里町教育委員会事務局事務の円滑化を図るため、上里町教育委員会公印規程の一部を改正したため、本案を提出するものです。
		概要及び内容について、ご説明申し上げます。
		概要でございますが、上里町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、緊急に事務処理を行う必要があります。かつ、委員会を招集するいとまがない為に令和4年4月1日付にて上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処分したので、同規則第3条第1項の規定に基づき、委員会にこれを報告し、その承認を求めるものであります。専決処分書は2ページ目に添付してあります。
		続きまして内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。第3条第1項、第4条、第5条、第6条第1項、第9条第2項、第11条第2項及び第12条第2項中「学校教育課長」を「教育総務課長」に改めます。これは、上里町教育委員会事務局組織規則の一部改正により変更するものです。次に、第10条第2項中「のうえ公印を押し、原議又は証拠書類に認印を押さ」を「し」に改め、また、別記第2号様式公印作成・改刻・使用廃止届中の保管責任者名の「㊟」を削ります。
		これは、現在上里町で行っております押印も見直しによるものです、こちらにつきましては、押印を求める合理的理由が認められないため廃止いたします。次に、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加えます。「3 前2項の場合において、教育総務課長保管の委員会印、教育長印を使用しようとするときは、別記第3号様式による公印使用簿に必要な事項を記載してその承認を受けた上、公印を押印しなければならない」これは、現に委員会印、教育長印の押印にあたっては公印使用簿を使用しておりますが、公印規程では明記されていないため加えるものであります。こちらは、町長部局の上里町公印規程でも明記されているものです。これにより、別記第3号様式「公印使用簿」を新たに加えます。
		以上で、上里町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令についての、提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。

会 議 進 行 状 況	委員	<特になし>
	教育長	承認第2号の件につきましては、事務局提案のとおり承認すること でよろしいでしょうか。
	委員	<異議なし>
	教育長	ありがとうございます。承認第2号は、提案のとおり承認されまし た。続きまして、議案第18号「令和4年度要保護及び準要保護児童・ 生徒の認定について」を議題といたします。事務局、説明をお願いし ます。
	教育庶務係長兼指導係長	議案第18号「令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定につ いて」ご説明申し上げます。 提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、 学校運営の円滑化を図るため、本案を提出するものであります。 概要及び内容についてご説明申し上げます。 始めに概要でございますが、令和4年3月16日から4月15日ま でに申請のありました新規の申請者について、上里町要保護及び準要 保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に基づき認定を行いたいもので あります。 続きまして、認定内容でございます。認定区分が準要保護の新規9 件13名であります。 なお、本案の認定開始は、令和4年4月1日からとなります。 以上で令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についての提 案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りま すようお願い申し上げます。 <申請者の詳細説明内容・質疑応答の内容は非公開>
	教育長	議案第18号につきましては、事務局提案のとおり決することによ ろしいでしょうか。
	委員	<異議なし>
	教育長	ありがとうございます。議案第18号は、提案のとおり決定されま した。

会 議 進 行 状 況		続きまして、議案第19号「令和4年度奨学資金貸付選考の意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
	教育総務課長	議案第19号「令和4年度奨学資金貸付選考における意見について」ご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、上里町長より令和4年度上里町奨学資金貸付申請について、教育委員会の意見を求められたので、本案を提出するものであります。
		概要及び内容について、ご説明申し上げます。
		概要でございますが、申請された者の実情を上里町奨学資金貸付条例第2条の要件により調査した結果について、同条例第3条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものであります。
		続きまして、内容でございます。申請件数は一覧表のとおり1件であり、認定であります。
		<各申請者の詳細説明内容・質疑応答は非公開>
	教育長	議案第19号につきましては、教育委員会として、調査結果に対し、「異議なし」として回答するという事によろしいでしょうか。
	委員	<了解>
	教育長	議案第19号に関しては、教育委員会として、異議はありませんので、事務局はその旨の回答をお願いします。続きまして、議案第20号「上里町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
	教育庶務係長兼指導係長	議案第20号「上里町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示について」ご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、上里町教育委員会事務局事務の円滑化を図るため、本案を提出するものです。
		続きまして内容でございますが、様式第1号下段にあります「どちらかに○」の欄を削除いたしました。これは、振込口座を確認する際に学校側で確認を容易にするために使用していたものです。令和4年度申請から振込口座の確認は教育総務課で行うこととしたため、こちらの欄は必要がなくなり削除いたしました。
		以上で、上里町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示に

会 議 進 行 状 況		ついでに、提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。
	委員	英語検定以外の検定に対する補助制度はないのか。また、英語検定料補助はいつから行っているのか。なぜ、英語検定だけなのか。
	教育指導課長	上里町では、英語力を高める取組を行っており、その一環であると捉えております。以前は、海外派遣事業を行っていましたが、それも難しくなり、小学校では英語でしゃべろう合宿を行っている中で、中学校では英語検定料補助を取り入れたとのだと思われま。
	教育長	数学検定や漢字検定等いろいろありますので、検討したいと思っております。
	委員	利用率は。
	教育長	令和3年度は100名分の予算を計上しましたが、75名の申請がありました。
		他にご質問、ご意見ございますか。
	委員	<特になし>
	教育長	議案第20号につきましては、事務局提案のとおり決することによるのでしょうか。
	委員	<異議なし>
	教育長	ありがとうございます。議案第20号は、提案のとおり決定されました。続きまして、議案第21号「上里町学校運営協議会実施要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
	教育庶務係長兼指導係長	議案第21号「上里町学校運営協議会実施要綱の一部を改正する要綱について」ご説明申し上げます。

会 議 進 行 状 況		提案理由でございますが、学校運営協議会事務の円滑化を図るため、 所要の改正を行いたく、本案を提出するものです。
		内容でございますが、第1条中「第162号」の次に「。以下「法」という。」を加えます。これは、以降の条文において根拠法を示す表記が無かったため追加いたします。第3条第1項中「法第47条の6第3項」を「法第47条の5第3項」に、「別記様式」を「様式第1号」に改めます。これは、前条の改正に伴い条が繰り上がったものです。様式については、実際の表記に合わせるため改正するものです。第7条中「法第47条の6第5項」を「法第47条の5第5項」に改めます。理由については、先ほどの第3条第1項中の説明と同様です。様式第1号中「第2条関係」を「第3条関係」に、同様式を「上里町学校運営協議会委員推薦書」に改めます。これは、要綱において委員の推薦は第3条となっており、様式についても申請書となっていたため条文と合わせるために改正するものです。様式第2号を削除します。これは、要綱において学校運営協議会を設置した学校を指定するという条文がないため削除するものです。
		以上で、上里町学校運営協議会実施要綱の一部を改正する要綱についての、提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。
	委員	<特になし>
	教育長	議案第21号につきましては、事務局提案のとおり決することによるのでしょうか。
	委員	<異議なし>
	教育長	ありがとうございます。議案第21号は、提案のとおり決定されました。続きまして、「その他」ですが、委員の皆様から何かご提案等ございますか。
	委員	<特になし>

会 議 進 行 状 況	4. 教育長報告	特に無いようですので、教育長報告に移らせていただきます。4点
	教育長	報告させていただきます。
		1点目は、入学式関係です。4月8日(金)は、小学校・中学校の
		入学式、委員の皆様方にはお世話様になりました。来賓無し、保護者
		2名までという制限はありましたが、希望に満ちた入学式が実施でき
		たのではないかと考えております。学校も落ち着いてスタートが切れ
		ているようです。
		2点目は、コロナ関係です。「まん延防止等重点措置」が解除になっ
		て一月経ちますが、県の感染者は、今週に入って一日の感染者数が2
		千人を割るようにはなりました。週の累計も2万人を割って1万8千
		人から1万9千人代で微減の状態です。上里町におきましても、なか
		なか減少というわけにはいきません。感染者数に対する、小・中学生
		の割合も高く、町感染者数、4月の昨日までの累計が、215人にな
		りますが、その約16%になります。また、今日から学級閉鎖に入る
		クラスが一つあります。学校では引続き感染防止に十分注意を払いな
		がら教育活動に臨んでおります。
		3点目は、町立図書館・郷土資料館の件です。4月から指定管理者
		が「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」に代わりまし
		が、十分な引き継ぎも行われ、滞りなくスタートしました。より多く
		の町民の方々が利用できるよう、委員の皆様からもご指導いただけ
	らと思っております。また、資料館・常設展示室の改修工事も終わり、	
	4月1日から見学ができるようになりました。昨日は、長幡小学校の	
	児童が校外学習で、図書館・郷土資料館を訪れておりました。	
	4点目は、児玉地区教育委員会連合会についてです。4月14日に	
	阿久戸委員と理事会に出席してまいりました。今年度の総会ですが、	
	5月10日(火)午後3時から美里町役場201会議室で行うこととな	
	りました。総会後の教育委員研修会は、教育委員のみでの実施。懇親	
	会はなしということに決まりました。尚、本来でしたら、本庄市が今	
	年度会長の番ですが、令和3、4年度と埼玉県市町村教育委員会連合	
	会会長であるため、今年度の会長は、上里町が引き受けることになっ	
	ております。職務代理者である阿久戸委員に会長をお願いすることにな	
	ります。	
	以上、教育長報告とさせていただきます。	

会 議 進 行 状 況	5. その他の事項	続きますして、その他の事項としまして、委員の皆様から何かござい
	教育長	ますでしょうか。
	委員	<特になし>
	教育長	ないようですので、最後に次回の定例教育委員会の日程をおはかり
		いたします。5月24日(火)午前9時30分からお願いしたいと思
		いますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。
	委員	<了解>
	教育長	次回の定例委員会は、5月24日(火)午前9時30分から、3階
		の教育委員会室で行います。
	6. 閉会	本日の議事につきましては、すべて終了いたしました。
	教育長	以上で、4月の定例教育委員会を閉会とさせていただきます。
		会議録署名人(教育長)
		会議録署名人(委員)
		会議録調製者(教育総務課長) 望月 誠